

国立大学法人高知大学非常勤職員退職手当規則

平成17年3月23日
規則第474号

最終改正 平成23年3月24日規則第100号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）第57条の規定に基づき、国立大学法人高知大学に勤務する非常勤職員の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 非常勤職員（非常勤職員就業規則第2条第2項第1号に定める職員に限る。）が退職し、又は解雇された場合には、この規則によりその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給するものとする。ただし、その者が退職の日の翌日から引き続き国立大学法人高知大学の非常勤職員となった場合には、その退職については、退職手当を支給せず、労働契約した期間は引き続けているものとみなす。

(支給要件)

第3条 退職手当は、労働契約した期間が同一年度内において6箇月を超えるもののうち、所定労働時間以上勤務した日（非常勤職員就業規則第35条及び第38条の規定により休暇を取得した日を含む。以下同じ。）が18日以上ある月が引き続いて6箇月を超えている年度がある場合に支給するものとする。

(退職手当額)

第4条 退職手当の額は、退職の日におけるその非常勤職員の次に定める退職手当基礎額に、第3条に該当した年度1年につき次項に定める支給率を乗じて得た額を積算した額とする。

- (1) 国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則第9条第1項の規定により日給を決定されているものは、当該非常勤職員が受けるべき日給の算定基礎となった本給の月額
- (2) 給与を定額で定められているものは、当該日給額に21を乗じて得た額
- (3) 変形労働時間制を採用するものの退職手当基礎額は、前2号の定めにかかわらず、そのものの受けている時間給を決定するときの基礎となる日給額が定額で定められているものは、当該日給額に21を乗じて得た額とし、それ以外は当該日給額の算定基礎となった本給の月額

2 支給率は、第3条に該当した年度1年につき100分の30とする。ただし、退職事由が次に定める事由による退職の場合は、当該退職日の属する年度については各号の定める率とする。

(1) 業務外の死亡又は通勤による傷病による退職の場合 100分の50

(2) 業務上の死亡又は業務上の傷病による退職の場合 100分の135

(端数の処理)

第5条 この規定で計算した退職手当の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(規定の準用)

第6条 この規則に定めがあるもののほか、職員退職手当規則第13条から第18条の2までの規定を準用する。その場合、職員退職手当規則の規定の適用については、次の左欄に掲げる職員退職手当規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条第1項第1号	就業規則第65条第5号に規定する勧告に応じない場合の懲戒解雇の処分又は第6号	非常勤職員就業規則第50条第4号に規定する勧告に応じない場合の懲戒解雇の処分又は第5号
第13条第1項第2号	就業規則第21条	非常勤職員就業規則第14条

(雑則)

第7条 この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 削除

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日規則第96号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月11日規則第114号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日規則第 100 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の国立大学法人高知大学非常勤職員退職手当規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に退職した者に対する退職手当について適用し、施行日の前日までに退職した者に対する退職手当については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日において懲戒解雇等処分に係る審査中の職員が施行日以降に懲戒解雇等処分を受けて退職した場合の退職手当については、なお従前の例による。